

令和2年7月21日

奈良市宿泊事業者支援金 Q & A

Q 1 申請方法はどうすればよいですか？

A 1 奈良市ホームページから申請書をダウンロードしてください。
必要事項を記載・押印の上、その他必要書類を添付し、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送にてお申込みください。

Q 2 廃業している場合はどうなりますか？

A 2 対象外となります。

Q 3 先着順ですか？

A 3 基本的に要件を満たす皆様に支援する制度となっています。
ただし、受付期間内での申請が条件です。

Q 4 現金での給付はできませんか？

A 4 現金での給付は行っておりません。

Q 5 申請してからどれくらいで指定の口座に振り込まれますか。

A 5 奈良市で受付をしてから2～3週間程度を予定しています。
ただし、書類に不備等がある場合はこの限りではありません。

Q 6 どこからの振込か分かりますか。

A 6 通帳への記帳は「ナラシシエンキン」と表記されます。

Q 7 複数の宿泊施設を営んでいる場合はどのように計算しますか？

A 7 事業者単位での支給を行うことから、同じ事業者が所有する各施設の客室数を合計します。

Q 8 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業している場合は対象になりますか？

A 8 新型コロナウイルス感染症の影響により休業している施設で、今後、営業を再開する意思があれば対象です。

Q 9 支給対象施設から研修施設、福利厚生施設を除外しているのはなぜですか？

A 9 ここでいう「研修施設、福利厚生施設」は、管理者たる企業、団体等が自らの従業員等のために利便を供する施設であることから、対象外としました。なお、福利厚生施設には共済施設も含まれます。

Q 10 支給対象施設からラブホテルを除外しているのはなぜですか？

A 10 ラブホテル等の施設の主たる利用の目的は、支援金の支給の目的と異なり、また、社会通念上公的資金による支援対象とすることに市民の理解が得られないといった考えのもと対象外としました。

Q 11 支給対象施設から民泊施設が対象ではないのはなぜですか？

A 11 民泊施設については、住宅を利用した施設であり、年間営業日数の上限（180日）があることから、営業に当たって自由度が高く、旅館、ホテル、簡易宿所とはその施設維持、営業形態面で大きく異なるものであることから対象外としました。

Q 12 令和元年12月31日以前から休業を続けている施設は除くとありますが、それ以降に再開していれば対象になりますか？

A 12 12月31日以前から休業をしても、1月～3月に営業再開しており、3月31日時点で営業していれば対象です。

Q 13 施設改修等で、休業している場合でも、対象になりますか？

A 13 新型コロナウイルスの影響によらない休業の場合は、対象外になります。

Q 14 営業許可証とは？

A 14 旅館業法に基づく旅館業営業許可証を提出ください
（食品衛生法に基づく営業許可証ではございません）。

Q 15 申請書の「商号又は名称」は、どのように記入すればよいですか？

A 15 施設の名称ではなく、旅館業営業許可証に記載されている事業者名を記入ください。